

# 鳥取縣公報

昭和十七年十一月十日  
第千三百八十三號

火曜日

本報ノ大キサハ國定規格A5判

## 目次

- 告示 ..... 一頁
- 和蠟燭販賣價格指定 ..... 二頁
- 蠶糸業經營改善施設補助規程 ..... 三頁
- 動力取扱業免許者中廢業届出 ..... 三頁
- 彙報
- 長期戰と戰時生活 ..... 三頁
- 戰時燃料週間の實施 ..... 三頁
- 義勇軍五百名送出 ..... 三頁
- 其の他 ..... 三頁

## 告示

### ◇鳥取縣告示第七百十三號

價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ本縣ニ於ケル和蠟燭ノ最高販賣價格左ノ通指定ス

昭和十七年十一月十日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

本縣産和蠟燭ノ最高販賣價格

規 格 單 位	製造業者 最高販賣 價格	卸賣業者 最高販賣 價格	小賣業者 最高販賣 價格
生蠟燭込 一本ノ重量 一五瓦以下 ノモノ	(一〇〇匁) 圓 七三	圓 八〇	圓 九五
同 一五瓦ヲ超 ユルモノ	同	圓 七〇	圓 七七
同	同	圓 七〇	圓 九二

鳥取縣告示第七百十四號

蠶絲業經營改善施設補助規程ヲ左ノ通定ム

昭和十七年十一月十日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

蠶絲業經營改善施設規程

- 第一條 蠶絲業ノ經營改善ヲ圖ル目的ヲ以テ本規程ニ依リ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ補助金ヲ交付ス
- 第二條 補助金ハ左ニ掲グル施設ヲ行フ養蠶系統團體及蠶種共同施設組合ニ對シ之ヲ交付ス
  - 一、桑園改良施設
  - 二、繭生產費低減施設
  - 三、養蠶新經營普及施設
  - 四、養蠶共同施設
- 第三條 桑園改良施設ノ補助金ハ養蠶系統團體又ハ知事ノ適當ト認ムル者ニシテ指導桑園ノ設置ソノ他桑園改良施設ヲ行フ場合

之ヲ交付ス

- 第四條 繭生產費低減施設ノ補助金ハ左ノ各項ノ施設ヲ行フモノニ對シ之ヲ交付ス
  - 一、稚蠶共同桑園ノ設置ニ關スル補助金ハ都市養蠶業組合ガ養蠶實行組合ノ稚蠶共同桑園ノ設置ニ要スル費用ニ交付スル獎勵金ニ對シ之ヲ交付ス
  - 二、稚蠶共同飼育所ノ設置ニ關スル補助金ハ養蠶實行組合又ハ養蠶業組合ノ稚蠶共同飼育所ノ新築、増築、改築、移築又ハ買入ニ要スル費用ニ對シ左ノ各號ニ該當スルコトヲ條件トシテ知事ニ於テ適當ト認メタルモノニ對シ之ヲ交付ス
  - (イ) 規模ハ蠶量四百瓦以上ノ蠶兒ヲ二限起迄飼育シ得ルモノタルコト
  - (ロ) 構造ハ春蠶及夏秋蠶ノ飼育ニ適スルモノタルコト
  - (ハ) 稚蠶ノ飼育ニ必要ナル共同桑園ヲ設置スルコト
  - 三、蠶蛆驅除豫防施設ノ補助金ハ都市養蠶業組合ガ養蠶實行組合ノ左ニ掲グル施設ニ要スル費用ニ交付スル獎勵金ニ對シ之ヲ交付ス簡易殺蛹、乾繭器、殺蛆器又ハ蠶蛆驅捕機器ノ設置
  - 四、繭質改善施設ノ補助金ハ養蠶實行組合ガ左ニ掲グル事業ヲ行フコトヲ條件トシテ之ヲ交付ス

(ホ)(ニ)(ハ)(ロ)(イ)

- 組合員ノ掃立蠶種ノ統一
- 組合員ノ蠶室、蠶具ノ消毒
- 組合員ノ蠶種ノ共同催青及稚蠶共同飼育
- 組合員ノ上簇改良施設
- 一年ニ二蠶期以上ソノ事業ヲ行フモノニシテ一蠶期ナルベク上簇千貫以上生産スルモノタルコト
- 五、蠶兒飼育分場改善施設ノ補助金ハ蠶種共同施設組合ノ蠶兒飼育分場ニ付行フ桑園、蠶室、若ハ蠶具ノ改善ニ關スル施設又ハ蠶病消毒所、簡易乾繭所若ハ洩沙處理所ノ設置ニ要スル費用ニ對シ之ヲ交付ス
- 第五條 養蠶新經營普及施設ニ關スル補助金ハ養蠶實行組合ガ左ニ掲グル事業ヲ行フコトヲ條件トシテ之ヲ交付ス
  - 組合員ノ養蠶經營改善計畫ノ樹立
  - 組合員ノ桑園土壤ノ改良
  - 組合員ノ桑葉簡易收穫法ノ實施
  - 組合員ノ蠶兒ノ簡易合理的飼育及上簇法ノ實施
- 第六條 養蠶共同施設ニ關スル補助金ハ養蠶實行組合ガ左ニ掲グル事業ヲ行フコトヲ條件トシテ之ヲ交付ス
- (イ) 應召シタル組合員又ハ家族中ヨリ應召者ヲ出シタル組合

(ロ)

- 員ノ爲ニスルモノヲ含ム稚蠶ノ共同飼育
- 應召シタル組合員又ハ家族中ヨリ應召者ヲ出シタル組合員ノ爲ニスル壯蠶ノ共同飼育又ハ分配飼育
- 第七條 補助金ノ率ハ別表ニ定ムル標準ニ依リ之ヲ交付ス但シ知事ニ於テ已ムヲ得ザル事由アリト認ムルトキハ前項ノ標準ヲ越ヘテ交付スルコトアルベシ
- 第八條 補助金ノ交付ヲ受ケムトスル者ハ別記様式第一號ニ依リ申請書ニ左ニ掲グル書類ヲ添付シ毎年二月末日迄ニ知事ニ之ヲ提出スベシ
  - 一、事業計畫書
  - 二、收支豫算書
- 前項ノ書類ノ外知事ハ必要ト認ムル書類ノ提出ヲ命ズルコトアルベシ
- 第九條 補助金ノ交付ヲ受ケ又ハ補助金交付ノ許可ヲ受ケタル者前條ノ書類ニ記載シタル事項ニ重要ナル變更ヲ加ヘムトスルトキハ豫メ知事ニ届出ズベシ
- 前項ノ届出アリタル場合ニ於テ知事必要アリト認ムルトキハ計畫ノ變更ソノ他必要ナル事項ヲ命ズルコトアルベシ
- 第十條 第二條ノ補助金ノ交付ヲ受ケタル者ハ別記様式第二號ニ依ル事業成績書及收支決算書ヲ翌年五月末日迄ニ知事ニ提出ス

00190

ベシ

第十一條 第四條第二項ノ補助金交付ノ許可ヲ受ケタル養蠶實行組合補助金ノ交付ヲ請求セムトスルトキハ別記様式第三號ニ依リ請求書及經費精算書ヲ添ヘ翌年三月末日迄ニ知事ニ之ヲ提出スベシ

第十二條 本規程ニ依リ養蠶實行組合ヨリ知事ニ提出スル書類ハ所屬郡市養蠶組合ヲ經由スベシ

第十三條 補助金ノ交付ヲ受ケタル者左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ知事ハ交付シタル補助金ノ全部又ハ一部ノ還付ヲ命ズルコトアルベシ

- 一、本規程ニ違反シタルトキ
- 二、補助金交付ノ條件ニ違反シタルトキ
- 三、事業施行ノ方法不適當ト認メタルトキ
- 四、支出額ガ豫算額ニ比シ減少シタルトキ

附 則

第十四條 本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第十五條 第八條中二月末日迄トアルハ昭和十七年度ニ限り従前ノ規程ニ依リ提出シタルモノハ本規程ニ依リ提出シタルモノト看做ス

第十六條 昭和十一年七月鳥取縣告示第四百三十四號蠶生產費低

減施設獎勵規程ハ之ヲ廢止ス

(別表)

補助對象

補助標準

一、桑園改良施設費

縣養蠶業組合聯合會、養蠶業組合ノ經費ノ二分ノ一以内

二、稚蠶共同桑園設置費

養蠶業組合ノ補助金ノ二分ノ一以内

三、稚蠶共同飼育所設置費

養蠶實行組合經費ノ二分ノ一以内

四、蠶蛆驅除豫防施設費

養蠶業組合ノ經費又ハ補助金ノ二分ノ一以内

五、繭質改善施設費

養蠶實行組合經費ノ二分ノ一以内

六、蠶飼育分場改善施設費

蠶種共同施設組合經費ノ二分ノ一以内

七、養蠶新經營普及施設費

養蠶實行組合經費ノ二分ノ一以内

八、養蠶共同施設費

養蠶實行組合經費ノ二分ノ一以内

(別記様式第一號)

年 月 日

所在地

國 休 長 岡

知 事 宛

稚蠶共同桑園設置 (又ハ桑園改良施設、稚蠶共同飼育所設置、養蠶新經營普及施設、蠶蛆驅除豫防施設、繭質

00191

改善施設、養蠶共同施設、蠶兒飼育分場施設

補助金交付申請

昭和十七年十一月鳥取縣告示第七百十四號蠶絲業經營改善施設補助規程ニ依リ昭和 年度首標補助金交付相成度別紙何々相添ヘ此段及申請候也

事業計畫書

(稚蠶共同桑園設置ニ關スルモノ)

經費豫算書

豫算額	前年度豫算額	比 較	摘要(組合支出額ヲ記入ノコト)
圓	圓	増 減	
		圓 圓	

養蠶實行組合名	同上組合員數	設置場所	箇 所 數		別
			春蠶用	夏秋蠶用	
計	(實數)		計	反歩	計
			反歩	反歩	反歩

左記各項ニ付郡ノ概要ヲ春、夏秋別ニ記載スルコト

- 一、桑品種名
- 二、栽植距離 畦間 尺 株間 尺
- 三、段當栽植見込本數
- 四、栽植豫定月
- 五、仕立法
- 六、供用桑苗産地

00192

(稚蠶共同飼育所設置ニ關スルモノ)

稚蠶共同飼育所設置豫定場所  
敷地豫定面積  
設置建物ノ合計面積  
建築費總額  
工事著手豫定年月  
工事竣工豫定年月

坪  
坪  
坪

年 月 年 月

新築、増築、改築、移築又ハ買入別ヲ明記スベシ

(蠶蛆驅除豫防施設ニ關スルモノ)

事業ノ概要	設置個數	事業費備考
簡易殺蛹乾繭器	設置個數	
殺 蛆 器		
蠶蛆捕獲器		
計		

(繭質改善施設ニ關スルモノ)

蠶期別	事業實施組合員數	蠶種掃立量	繭生產數量	備考
春蠶	人	瓦	貫	
夏蠶				
秋蠶				
晚秋蠶				
計	(實數)			
事業計	一、掃立蠶種ノ統一			
畫ノ	二、蠶室及蠶具ノ消毒			
概要	三、蠶種ノ共同催育			
	四、稚蠶ノ共同飼育			
	五、上簇改良施設			

00193

(蠶兒飼育分場改善施設ニ關スルモノ)

ヶ所	實	計	備考
蠶兒飼育種繭生	改善施設		
分場數	飼育分場		
產數量	所在町村		
設事項	別分場數		
	改善施設費		
	備		
	考		

注意

備考欄ニハ改善施設ノ内容ヲ記載スベシ

(桑園改良獎勵施設ニ關スルモノ)

指導桑園ノ設置ソノ他桑園改良ニ關シ適宜ノ様式ニ依ルベシ

(養蠶新經營普及施設ニ關スルモノ)

蠶期別	事業實施組合員數	蠶種掃立量	繭生產數量	備考
春蠶	人	瓦	貫	
夏蠶				
計				
事業計	一、養蠶經營改善計畫			
畫ノ	二、桑園土壤ノ改良			
概要	三、桑葉簡易收穫法			
	四、蠶兒ノ簡易合理的飼育法及上簇法			

蠶期別	事業實施組合員數	蠶種掃立量	繭生產數量	備考
春蠶	人	瓦	貫	
夏蠶				
計				
事業計	一、養蠶經營改善計畫			
畫ノ	二、桑園土壤ノ改良			
概要	三、桑葉簡易收穫法			
	四、蠶兒ノ簡易合理的飼育法及上簇法			

(養蠶共同施設ニ關スルモノ)

蠶期別	事業實施組合員數	蠶種掃立量	繭生產數量	備考
春蠶	人	瓦	貫	
夏蠶				
秋蠶				
計				
事業計	一、養蠶經營改善計畫			
畫ノ	二、桑園土壤ノ改良			
概要	三、桑葉簡易收穫法			
	四、蠶兒ノ簡易合理的飼育法及上簇法			

(養蠶共同施設ニ關スルモノ)

蠶期別	事業實施組合員數	蠶種掃立量	繭生產數量	備考
春蠶	人	瓦	貫	
夏蠶				
秋蠶				
計				
事業計	一、養蠶經營改善計畫			
畫ノ	二、桑園土壤ノ改良			
概要	三、桑葉簡易收穫法			
	四、蠶兒ノ簡易合理的飼育法及上簇法			

00194

晚秋蠶	
計 (實數)	

(別記様式第二號)

年 月 日

所在地

團體 長 團

知事 宛

又ハ蠶組驅除豫防施設、桑園改良施設、養蠶共同施設、稚蠶共同飼育所設置、繭質改善施設、蠶兒飼育分場施設、養蠶新經營普及施設

經費決算書並事業成績報告書

昭和十七年十一月鳥取縣告示第七百十四號蠶絲業經營改善施設補助規程ニ依リ昭和 年度首標經費決算書並成績書別紙ノ通り此段及報告候也

經費 決算書

決算額	豫算額	比	比較	摘要
圓	圓	増	減	圓

事業成績書

(稚蠶共同桑園設置ニ關スルモノ)

合計	養蠶實行設置場所		設置組合		簡所數段別
	組合名	設置場所	組合數	組合員數	
計	春 稚蠶 共	同桑園	計	(實數)	反步
	夏 秋 稚蠶 共	同桑園			
計	春 稚蠶 共	同桑園	計	(實數)	反步
	夏 秋 稚蠶 共	同桑園			

一、品種別收穫量

春 稚蠶  
夏 秋 稚蠶

二、收穫期別數量

春 稚蠶  
夏 秋 稚蠶

00195

組合員數		共同飼育所		獎勵金	備考
名稱	所在地	面積	建物		
面積	坪	坪	坪	坪	圓

(稚蠶共同飼育所設置施設ニ關スルモノ)

注意 備考欄ニハ新築、増築、改築、移築又ハ買入ノ別ヲ記載スベシ

(蠶組驅除豫防施設ニ關スルモノ)

簡易殺蛹乾繭器	殺 蛆 器	蠶 蛆 捕 獲 器	計
設置養蠶實 行組合數	設置養蠶實 行組合員數	設置 個數	總 額
縣費補助金	養蠶業組合員擔金	養蠶實行組合員擔金	費 用

00196

(繭質改善施設ニ關スルモノ)

事業成 績ノ 概要	一、掃立蠶種ノ統一 二、蠶室及蠶具ノ消毒 三、蠶種ノ共同催育 四、稚蠶共同飼育 五、上簇改良施設 六、摘 要	蠶期別	事業實施 組合員數	蠶種掃立數量	繭生產數量	備 考
		春蠶	人	瓦	貫	
		夏蠶				
		秋蠶				
		晚秋蠶				
		計	(實數)			

(蠶兒飼育分場改善施設ニ關スルモノ)

ヶ所 計	蠶兒飼育種繭生產數量	改善施設實施蠶兒飼育改善施設分場所在町村名及町村設費	縣補助金	備 考
	分場數	產數量設事項別分場數		

注 意 備考欄ニハ改善施設ノ内容ヲ記載スルコト

(桑園改良獎勵施設ニ關スルモノ)

適宜ノ様式ニ依ルベシ

(養蠶新經營普及施設ニ關スルモノ)

事業成 績ノ 概要	一、掃立蠶種ノ統一 二、蠶室及蠶具ノ消毒 三、蠶種ノ共同催育 四、稚蠶共同飼育 五、上簇改良施設 六、摘 要	蠶期別	事業實施 組合員數	蠶種掃立數量	繭生產數量	備 考
		春蠶	人	瓦	貫	
		夏蠶				
		秋蠶				
		晚秋蠶				
		計	(實數)			

00197

事業成 績ノ 概要	一、養蠶經營改善計畫 二、桑園土壤ノ改善 三、桑葉簡易收穫法 四、蠶兒ノ簡易合理的飼育法及上簇法	蠶期別	事業實施 組合員數	蠶種掃立數量	繭生產數量	備 考
		春蠶	人	瓦	貫	
		夏蠶				
		秋蠶				
		晚秋蠶				
		計	(實數)			

(養蠶共同施設ニ關スルモノ)

事業成 績ノ 概要	一、養蠶經營改善計畫 二、桑園土壤ノ改善 三、桑葉簡易收穫法 四、蠶兒ノ簡易合理的飼育法及上簇法	蠶期別	事業實施 組合員數	蠶種掃立數量	繭生產數量	備 考
		春蠶	人	瓦	貫	
		夏蠶				
		秋蠶				
		晚秋蠶				
		計	(實數)			

(別記様式第三號)

年 月 日  
所 在 地  
市 郡 養蠶 業 組 合 長 附  
知 事 宛 (養蠶實行組合長)

豫算額 精算額 比 較 摘 要  
 經費精算書  
 稚蠶共同飼育所設置補助金交付請求書  
 年 月 日附ヲ以テ許可相成候旨標補助金交付  
 相成度別紙經費精算書相添此段及申請候也

設置組	共同飼育所
合員數	敷地 建物 建築 竣工獎勵
名稱所在地	面積棟數飼育室ノ他計費 年月金
坪	坪
坪	坪
坪	坪
坪	坪
坪	坪
坪	坪
坪	坪
坪	坪

備考欄ニハ新築、増築、改築、移築又ハ買入ノ別ヲ明記スベシ

鳥取縣告示第七百十五號

動力糶摺業免許者中左ノ通廢業届出アリタリ

昭和十七年十一月十日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

免許證番號

住

所

氏名

六二三 日野郡溝口町大字庄三百八拾三番地 大田 芳治

一、一九二 西伯郡春日村大字水濱百九拾四番地 石橋 一義

彙報

長期戦と戦時生活

— 苦みつゝ勝利の榮冠を —

支那事變以來こゝに六年、しかも昨年十二月からはいよいよ世界に富強を誇る米英を打倒して大東亞に於ける共榮圈を建設し、過去數百年に亘つて覇權をふるつた大勢力を驅逐しようとする大東亞戰爭に發展し、この爲には今後なほ幾年幾十年の武力戦乃至は經濟戦の繼續は蓋し當然のこと、國民は益々長期戦の覺悟を固めねばならないのであります。

これまでの緒戦期に於て我が皇軍は洵に驚異的な大戦果を以て敵を擲きつけました。しかし敵はその老大な工業力經濟力を盡して再舉を計畫してゐるのであつて、現に米國ではこれを言明し、且つ着々その工程を進めてゐるのであります。我が軍によつて南洋の寶庫を押えられた敵國が再建に非常な困難を感じてゐることは事實であるが、南米を始め各所の資源を動員し、老大な既設及び新設の工業設備と豊富な國力を使用するならば、相當な復舊力

00199

強力を發揮することは決して不可能でないといはれてゐます。

吾々はこの皇軍の大戦果に満足し、心を緩めてはなりません。現に珊瑚海海戦・ソロモン海戦が敵の攻勢的態度の下に行はれたものであることは度々當局から警戒せられてゐるところであります。敵の潜水艦は常に我が周囲の海に耽々として機會を狙つてゐるのであります。必ず國民はいよいよ心を引き締め、確固たる必勝の信念の下に細心の準備と異常なる決意を以て邁進せねばならぬのであります。夢にも緒戦の大勝に酔ふて、戦は既に過半を終つたといふやうな氣持になつてはならぬのであります。

然るに戦が長期に亘るに従つて國民の日常生活が追々困難になつて來ることは當然であつて、吾々はこれまでの生活をすつかり清算して、徹底した戦時生活に邁進せねばならぬことはいふまでもありません。

事變以來こゝに六年、もとより吾々の生活は餘程逼迫して來ました。食糧も統制され、衣類も統制され、各種の生産資材も極めて需給困難となつて居ります。しかし吾々は決してこれ位のことには閉口してはならぬのであります。吾々益々窮屈となり、もつと徹底した物資不足が來ても泰然としてこれを克服して行かねばなりません。前世界大戦に於てドイツは極度な食糧制限の爲に生活

に必死の榮養價が攝取出來ず、國民の体位が低下して子供の發育も思ふやうになりませんでした。そして遂に一般の家庭、國民の囊所から悲鳴があがつて、遂にあの敗戦を招いたのであります。

今回の戦争は我が國にとつてどんな事があつても負けてはならぬ戦争であります。是非勝つて勝つて勝ち抜かねばならぬ戦であります。萬々一にもこれに勝ち抜くことが出來ぬことがあつたら我が國はどうなりました。思ふだにいまはしい極みであります。どんなことがあつても、たとひ食物が一つもなくなり、國民全部飢え死ぬにしても敗けないのが日本人であります。過去に於ても日本人は斯くの如くありました。今も、今後もかくあるのが日本人の本性であります。

もとより今吾々の生活は大分窮屈にはなつてゐますが、まだまだ除悠綽々たるものであることはお互に承知してゐる處であります。少し辛抱さえすれば決して不足ではないのであります。政府のいはゆる國民生活最低限度の確保は充分出來てゐるのであつてそればかりでなく餘悠は充分にあるのであります。

配給機構にまだ満足でない點もありません。しかし當局はこれの圓滑化に萬全を盡して努力してゐるのであります。吾々國民の協力と共にその成績は追々よくなるわけでありませう。要は吾々

00200

の心構であります。

米の配給が足りないといふ。しかも一部にはまだ充分に攝取してゐる人達があるではありませんか。労働者一夕の慰安の酒がないといふ。しかも或る部分には自由に調達し得る方面もあるといはれます。それを思ふさまに調達してゐる向もあるといはれてゐます。

物資がないのではない。國民に戦時生活がしつかり徹底しない部分があることから来る不都合であります。吾々もつと戦時生活を徹底して、國民の一人も漏れなく緊張した心持で生活することでありませう。これこそ戦後の最も大切な責務なのであります。農家も商人も、工業者も役人も、一人残らず自覚した戦時生活に徹底することこそ現下の重要事なのであります。

◇

かつてワシントン會議の結果米英と日本との海軍の比率が五・五・三に制限された當時、世界の海軍は一萬トン巡洋艦の建艦競争が行はれたのでありますが、この建艦に當つて巡洋艦はトン数が一萬トンと決められて居り、そして大砲の大きさも二十センチと決められてゐて、自由であるものは何門積むかといふことではありません。何年かの後に競争の蓋をあけて見ると、歐米の總ての萬トン級巡洋艦は二十センチ砲八門、日、だけが十門でありま

した。

これは歐米では巡洋艦をつくるのに、乗組員の快適なる生活の出来る設備をまづ作り、餘席に大砲を積むから入門しか積めない日本ではまづ十門を積む。そしてその餘席に人間の入る場所をつくつたので、この十門と入門の差が出来たのだといひます。

軍艦は快適なる生活をする爲のものではない。戦に勝つ爲の軍艦である。生活の快否といふことは問題でない。戦に勝つといふことが我が國の軍艦に對する信念であります。總てのものを犠牲にして戦に勝つのであつて、かくてこそ我が皇軍の赫々たる戦果は擧つたのであります。そしてこれこそ戦勝國日本の國民の信念でなければならぬのであります。

戦時生活とは、戦に勝つことの爲にすべての生活を犠牲にするところにあります。吾々の生活は戦に勝つ爲に日常の快適なる生活を犠牲にしなければなりません。食物も粗食に甘んじ、衣服も古いものやスフで辛抱し、不足な資材も出来るだけそれで満足しそして研究し工夫していはゆる科學化した合理的な生活を行ひつゝ、戦ひ勝たねばならぬのであります。こゝに戦時生活の苦しさもあり、そして勝つ樂しみも生れて來るわけでありませう。吾々はあらゆる苦しみを苦しみつゝ、その中に戦勝の榮光を齎すことに懸命の努力を盡さうではありませんか。

00201

### 戦時燃料週間の實施

戦時非常の際に處し、燃料に關する一般國民の關心を昂揚すると共に、燃料消費の節約並に合理化を圖るは洵に喫緊の重要事である。

依て政府では企畫院・商工省・農林省が實行官廳となり、技術院情報局・陸軍省・海軍省・鐵道省・厚生省・文部省・逓信省・内務省・警視廳・各道府縣廳・燃料協會・大政翼贊會・大日本産業報國會・帝國瓦斯協會・科學動員協會・石炭統制會・日本國策燃料自動車協會・大日本山林會・日本能率協會・大日本婦人會・大日本青少年團を協力官廳及び團體として十一月十六日より一週間「戦時燃料週間」とし、講演・放送・印刷物頒布・映畫・展示會及び表彰を行つて官民の努力を傾注することとなつた。その實施要領は次の如くである。

- 1、燃料に關する知識の普及
  - 2、家庭燃料の消費の合理化
  - 3、燃料の消費節約及び熱管理の徹底
  - 4、代用燃料使用獎勵
- 尙、本週間に於ける實施事項として代用燃料自動車關係者を商

工大目より表彰されることとなつたので、縣では左の要綱に依り被表彰者を推薦した。

- 一、表彰は左の各號の一に該當し、表彰銜委員會の銜衡を経た者（個人・法人又は之に準すべき者）
- 1、石油代用燃料使用裝置の普及獎勵に關し特に功勞顯著な者
- 2、率先石油代用燃料使用裝置を使用した者で所有車輛に付き代燃化轉換率の特に高度な者
- 二、表彰は商工大臣より表彰狀を、燃料協會長より記念品を授與することにより之を行ふ

### 義勇軍五百名送出

— 本縣の明年度送出計畫 —

多數の滿洲開拓青少年義勇軍郷土部隊が涯しなき滿洲の沃野で孜々として聖鏃を打ち込みつゝ大東亞共榮圈建設に邁進してゐる



が、縣では更に明年五百名の郷土部隊を編成送出することに決定した。

此の義勇軍は明年三月五日前後茨城縣内原訓練所に入所、約三ヶ月の訓練を受けた上渡滿(入植地未定)することになつてゐる之は各郡市町村別に送出配當がなされてゐて二ヶ中隊から成る部隊である。

尚ほ昭和十三年以降本年までの五ヶ年間に於ける農業開拓民送出成績は三百四十二名、青少年義勇軍は千七百三名に達して居り之を郡市別に示すと次の如くである。

郡市別	農業					計
	開拓民	三、四年	十五年	十六年	十七年	
鳥取市	二	一七	二五	一三	一六	七三
米子市	二	九	九五	二一	五三	一八〇
岩美郡	六	二二	一四	二五	三六	一〇四
八頭郡	二六	三九	五二	四一	八一	二三九
氣高郡	六五	六四	三六	六四	五七	二八六
東伯郡	一三五	二二三	七七	一一五	九七	六三七
西伯郡	六六	六二	七三	七七	六八	三三六

日野郡	四〇	五七	二三	三九	三〇	一八九
計	三四二	四八四	三九五	三八五	四三九	二〇四五

◎ 行旅死亡人

標記ノ件ニ關シ北海道函館市長ニ於テ左ノ行旅死亡人取扱ノ旨申出有之候條心當ノ向ハ直接同市長宛照會相成度

一、本籍、住所、氏名、年齢、職業、不詳七十歳位ノ女

二、相貌、特徴 身長四尺八寸位、顔長ク、額廣ク、眉毛ナシ 目小鼻高ク、口小、顎長ク耳並、頭髮長ク白シ、特徴右眼白目(白内障)

三、着衣及所持品 縮單衣一、小綿夏羽織一、白半襟袴一、帶一 白足袋(九文七分)一、白玉珠數、一眼鏡一、財布一、現金一錢

四、警察署ヨリ引渡ヲ受ケタル年月日 昭和十七年八月二十日

五、假埋葬年月日及場所 昭和十七年八月二十三日函館市山脊泊共同墓地

六、取扱者 函館市長

備考 昭和十七年八月二十日日本市淺野町一番地附近岸際海面ニ浮漂シアリタル溺死体身元不詳ニ依リ前記ノ通假埋葬ス

昭和十七年十一月十日印刷  
昭和十七年十一月十日發行

鳥取縣 鳥取市 東町 縣  
發行所 鳥取縣 鳥取市 東町 縣  
印刷所 鳥取縣 鳥取市 東町 縣